

医療法人の定款変更の手続きについて

医療法人の定款の変更につきまして、事務所の所在地又は公告の方法の変更があったとき以外は認可を必要とします。

認可申請の手続きは、変更事項により必要書類が異なります。

変更事項 A：法人の名称、役員定数、施設の名称の変更など

変更事項 B：病院・診療所・介護医療院・老人保健施設の新規開設及び移転

変更事項 C：附帯事業所（医療法第42条に定める業務）の新規開設及び移転

変更事項 D：社会福祉法人が収益業務（医療法第42条の2第1項）を行う場合

番号	必要書類	A	B	C	D
1	医療法人定款変更認可申請書	○	○	○	○
2	変更理由書	○	○	○	○
3	新旧条文対照表	○	○	○	○
4	社員総会議事録の写し（記名押印又は署名）	○	○	○	○
5	変更前の定款	○	○	○	○
6	変更後の定款（案）	○	○	○	○
7	開設する病院・診療所・介護医療院又は老人保健施設の概要		○	○	○
8	施設の案内図		○		
9	施設の敷地図（配置図）		○		
10	施設建物の平面図		○		
11	開設する病院・診療所・介護医療院又は老人保健施設の管理者の就任承諾書		○		
12	開設する病院・診療所・介護医療院又は老人保健施設の管理者の医師免許証の写し（※1）		○		
13	開設する附帯事業所の職員名簿			△※2	
14	附帯事業所の敷地及び建物の構造設備の概要			△※2	
15	附帯事業所の運営方法			△※2	
16	介護保健事業者指定申請書類の写し			△※2	
17	収益業務の概要及び運営方法を記載した書類（社会医療法人）				○
18	変更後2年間の事業計画		○※3	○	○
19	2年間の予算書・職員給与内訳書・役員報酬内訳書		○※3	○	○
20	（新たに基金の拠出を受ける場合） ・契約書又は申込書の写し ・不動産拠出の場合、登記事項証明書（不動産の所有状況の確認のため） 及び評価額証明書（500万円以上の場合）		△	△	△
21	不動産登記事項証明書（建物の場合は、建築確認済証明書でもよい）		○	○	○
22	不動産貸借契約書		△	△	△

※1 本来業務の施設の管理者は、当該医療法人の理事でなければなりません。

※2 番号12～14までの書類は、番号15の書類に変えられます。

※3 新たに開設する施設単体のものと医療法人全体のものをそれぞれ準備すること。

○ ……必要

△ ……場合により必要になる